

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したものの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
3	・p11 4)①文中 令和2～3年度は、家庭ごみ、事業系ごみともに減少していますが、」との記述があるが、令和2年度の家庭ごみは減少していないのではないのでしょうか。	11	① ごみ総排出量の推移 (略)・・・令和2～3年度は、家庭ごみ、事業系ごみともに減少していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けており、ごみ量の変動が平時と異なっていたものと想定されます(p.5参照)。	① ごみ総排出量の推移 (略)・・・令和2～3年度は、事業系ごみが大幅に減少した結果、ごみ総排出量が減少していますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けており、ごみ量の変動が平時と異なっていたものと想定されます(p.5参照)。
4	11ページの(4)について、①ごみ総排出量に可燃不燃の推移も述べられていますが、重要な内容と思いますので、わけてはどうでしょうか	11	新規項目	② 可燃ごみと不燃・粗大ごみの推移 の追加。内容は①ごみ総排出量の推移3段落目を記載する
5	16頁の図3-12中の単位の表記が間違っていますので訂正願います(g/日人→t/年、g⇒t)	16	図3-12(図略)	単位を修正
7	図3-10～12について、情報が多くわかりづらい。文書ないで説明されている内容は、図から削除し、すっきりさせたほうがいいのでは	16	図3-10～12(図略)	図を簡略化
8	協定締結事業者の情報が古い	19	協定締結事業者 17事業所(86店舗)(令和3年4月時点)	協定締結事業者数 17事業所(93店舗)(令和4年4月時点)
9	プラスチックごみ削減協力店についても入れてはどうか	19	(8)レジ袋削減に向けた取組に関する協定	(8)プラスチックごみ削減に向けた取組 (略)また、令和元年度からは、店舗や社内におけるプラスチックごみ削減宣言を行う、「プラスチックごみ削減協力店」制度も実施しています。協力店舗ではステッカーを店内に掲示していただくことで、消費者に対してもプラスチック削減の意識醸成を促す狙いがあります。 登録店舗数 199店舗(13事業所)(令和4年4月時点)

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
10	シズオカたばきり協力店についても入れてはどうか	19	(9)食品ロス削減に向けた取組に関する協定	(9)食品ロス削減に向けた取組 (略)また、令和元年度からは、市内の飲食店で食品ロス削減に取り組んでいる店舗を募集し、「食材を使い切る工夫」や「食べ残しを出さない工夫」などを行っている店舗を協力店として登録する「シズオカたばきり協力店制度」を実施しています。 登録店舗数 134店舗(令和4年4月時点)
27	30頁の資源化の課題に、びん、缶、ペットボトルについても追加すべき	30	追加	ア)資源化の推進 本市はこれまで、びん・缶・ペットボトル・古紙等について、資源ごみとして分別収集・再資源化を実施してきました。これら資源ごみの更なる再資源化を推進するため、各種施策を実施していくことが求められます。また、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集・再資源化について検討する必要があります。
28	p31 ③ア)文中「可燃ごみの収集運搬業務の委託化を推進し」とあるが、令和3年度に可燃ごみは完全委託化が終了しているのではないのでしょうか。	31	ア)収集運搬体制の見直し 本市では、平成26年度に可燃ごみの直営・委託の収集区域全般を再編し、収集曜日の見直しを行いました。今後も、効率的な収集運搬体制の確保に努めるとともに可燃ごみの収集運搬業務の委託化を推進し、また、不燃・粗大ごみの効率的な収集運搬体制のあり方についても検討を進める必要があります。	ア)収集運搬体制の見直し 本市では、平成26年度に可燃ごみの直営・委託の収集区域全般を再編し、収集曜日の見直しを行いました。また、令和3年度には可燃ごみの収集運搬体制を完全委託化しました。今後も、効率的な収集運搬体制の確保に努めるとともに、不燃・粗大ごみの効率的な収集運搬体制のあり方についても検討を進める必要があります。
29	ごみ屋敷について、対処的手段として、ごみの撤去は必ず求められるものであり、本計画(案)においても現状の課題として整理しておいた方がよいのではないのでしょうか	31	イ)ごみの収集方法については、ごみの発生状況や社会環境の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集方法等のあり方を常に検討していく必要があります。	イ)ごみの収集方法については、ごみの発生状況や社会環境の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集方法等のあり方を常に検討していく必要があります。また、ごみの適正な排出が困難な方に対する支援などを検討していく必要があります。

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
30	・水処理施設について、改修を検討するだけでよいのか	31	<p>⑤ 最終処分の課題 本市では、各種ごみ減量施策の展開、溶融スラグの利用など最終処分場の長寿命化に努めているところですが、<u>沼上</u>最終処分場の残余年数は、令和4年10月時点で4年程度と見込まれており、新たな埋立容量を確保すべく次期最終処分場の整備が必要です。また、埋立完了後も長期間にわたり浸出水の処理を行う必要があることから、<u>浸出水処理施設の改修の検討</u>が必要です。</p>	<p>⑤ 最終処分の課題 本市では、各種ごみ減量施策の展開、溶融スラグの利用など最終処分場の長寿命化に努めているところですが、<u>本市</u>の最終処分場の残余年数は、令和4年10月時点で4年程度と見込まれており、新たな埋立容量を確保すべく次期最終処分場の整備が必要です。また、埋立完了後も長期間にわたり浸出水の処理を行う必要があることから、<u>浸出水処理施設の改修など適切な維持管理</u>が必要です。</p>
31	地域との連携も必要では	32	<p>ア)国・県・関連部署との連携体制の強化 ごみに関する問題は、<u>国や県、関連部署</u>との連携体制の強化が重要となります。今後は、不法投棄対策や地震をはじめとする災害時における対応など、連携体制の強化に向けて取り組む必要があります。</p>	<p>ア)国・県・関連部署、<u>地域</u>との連携体制の強化 ごみに関する問題は、<u>国、県、関連部署や地域</u>との連携体制の強化が重要となります。今後は、不法投棄対策や地震をはじめとする災害時における対応など、連携体制の強化に向けて取り組む必要があります。</p>
36	市民の役割・事業者の役割・市の役割について、具体的な行動を示していただいたほうが、取り組みやすいのではないか	38	<p>市民の役割 <u>市民は、一般廃棄物の発生抑制に取り組むものとする。また、市民は、一般廃棄物の排出に当たっては、市による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。</u></p>	<p>市民の役割 ・<u>レジ袋や使い捨てスプーンなどを断る(リフューズ)</u> ・<u>マイボトルを持ち歩き、容器包装を減らす(リデュース)</u> ・<u>リユースショップ等を積極的に利用する(リユース)</u> ・<u>資源ごみは分別して排出する(リサイクル)</u> ・<u>ごみの排出ルールの順守</u> ・<u>事業者による資源回収への協力 など</u></p>
36	市民の役割・事業者の役割・市の役割について、具体的な行動を示していただいたほうが、取り組みやすいのではないか	38	<p>事業者の役割 <u>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。また、製造、小売に携わる事業者は、環境に配慮した商品等の取扱いに努めるものとする</u></p>	<p>事業者の役割 ・<u>ペーパーレスを推進するなど、紙ごみの削減</u> ・<u>従業員に対する、ごみ減量やリサイクルに係る意識啓発の実施</u> ・<u>ごみの排出ルールの順守</u> ・<u>環境に配慮した製品の開発、販売、利用 など</u></p>

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
36	市民の役割・事業者の役割・市の役割について、具体的な行動を示していただいたほうが、取り組みやすいのではないか	38	市の役割 市は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、住民の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならぬ一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。	市の役割 ・市民、事業者によるごみ減量、リサイクル等に資する取組の推進 ・一般廃棄物の循環的利用の促進 ・市内で発生する一般廃棄物に係る中間処理(再資源化を含む)及び最終処分先の確保 など
38	41頁について、表を読めばわかることをわざわざ書く必要はあるのか。ページをすっきりとさせてほしい。	41	事業系ごみは、事業所の規模によってごみの排出量に差があることなどから、1事業所あたりではなく、総量に関する目標を設定することとします。中間目標年度である令和8年度までに事業系ごみの総量を令和元年度比で約12%削減することを目指します。さらに、目標年度である令和12年度までに事業系ごみの総量を令和8年度比で約8%削減することを目指します。	事業系ごみは、事業所の規模によってごみの排出量に差があることなどから、1事業所あたりではなく、総量に関する目標を設定することとします。
40	・公表し意識啓発を図ることが目的ではないのか ・啓発イベントはどこに含まれるのか ・シズオカ食べきり協力店について、「たべきり」ではなく、募集を実施するだけでなく、行動につなげることが目的では	46	市は、生ごみ減量の一環として、家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を定期的に調査し、食品ロスの現状を市民に公表します。 また、食品ロス削減のための啓発として、教育機関等において食品ロス削減に取り組む企業と協働で出前授業・講座を実施するほか、フードドライブキャンペーンの開催、しずもーる沼上では、小学校の清掃工場見学に合わせてごみ減量啓発講座等を実施します。更に、飲食店等から発生する食品ロス削減のため「シズオカ食べきり協力店」の募集も実施します。	市は、生ごみ減量の一環として、家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を定期的に調査し、食品ロスの現状を市民に公表し、食品ロス削減の意識の向上を図ります。 また、食品ロス削減のための啓発として、教育機関等において食品ロス削減に取り組む企業と協働で出前授業・講座を実施するほか、フードドライブキャンペーンや啓発イベントの開催、しずもーる沼上では、小学校の清掃工場見学に合わせてごみ減量啓発講座等を実施します。更に、飲食店等から発生する食品ロス削減のため「シズオカ食べきり協力店」の登録を拡大するなど、公民連携のもと、食品ロス削減の意識向上を図り、実践行動につなげていきます。
41	静岡市では竹こなを使った生ごみの堆肥化について、啓発していると思うが、生ごみの堆肥化についても触れてはどうか。	46	市は、「3切り」を出前講座、イベント、分別ガイドブックへの掲載等あらゆる機会を活用した啓発を実施します。市民は、それぞれのライフスタイルに合った形で、家庭において「3切り」を実践し、食品ロスを減らす等、生ごみの減量化に取り組めます。	市は、「3切り」や生ごみの堆肥化などの出前講座、イベント、分別ガイドブックへの掲載等あらゆる機会を活用した啓発を実施します。市民は、それぞれのライフスタイルに合った形で、家庭において「3切り」や生ごみの堆肥化を実践し、食品ロスを減らす等、生ごみの減量化に取り組めます。

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
44	吹きだしについて、3切りを説明しているが、前文で説明していることを繰り返しているだけなので、ほかの具体的な行動を説明したほうがいいのではないのでしょうか	47	<p>「3切り」にご協力ください。 「3切り」とは、「使い切り」、「食べ切り」、「水切り」の3つの「切り」のことです。 家庭から排出される可燃ごみは、約4割が生ごみです。 ごみの減量化だけでなく、食品ロス削減対策としても、生ごみの減量化が重要となっており、家庭においては、「3切り」の取組が必要です。</p>	<p>食品ロス削減につながる具体的な行動を例示する 食品ロスの削減にご協力ください。 たとえば・・・ ・フードドライブに参加してみよう！ 家庭で余っている食品を捨てるのではなく、食品が必要な方々に寄付する取組です。食品ロスの削減だけでなくだれかの役に立つことにつながります。 ・すぐ食べるときは、商品棚の手前から取ろう！ スーパーでは手前から順に期限の近い商品が置かれています。すぐ食べるなら、手前から取ることで、食品ロス削減につながります。</p>
45	現在の書き方では集団資源回収の目的がわからない	48	② 古紙の集団資源回収等への積極的な支援	② 古紙の集団資源回収等によるリサイクルの推進
46	②の小型型電リサイクルの実施について、主語が市→市民→市と変わっているので、市→市民という順番にするべき	48	<p>② 小型家電リサイクルの実施 市では、使用済小型家電を市内の各施設に設置された専用の回収ボックスにて分別収集し、リサイクルを実施しております。市民は回収ボックスを積極的に利用するよう努め、市は小型家電リサイクルに関する情報について、ごみの出し方分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの市広報媒体を活用して、積極的な提供を行います。</p>	<p>② 小型家電リサイクルの実施 市では、使用済小型家電を市内の各施設に設置された専用の回収ボックスにて分別収集し、リサイクルを実施しており、この情報について、ごみの出し方分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの広報媒体を活用して、積極的な周知を行います。市民は回収ボックスを積極的に利用するよう努めます。</p>
48	・施策5②文中「附属機関」は 附属機関ではないのでしょうか。	49、54	附属機関である「清掃対策審議会」において・・・	附属機関である「清掃対策審議会」において・・・
50	「市民／事業者意見の聴取」という項目があるが、どんな意見を聴取するのか？聴取して、どうするのか？	49	<p>② 市民意見の聴取 本市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の定めるところにより市民意見の聴取を行います。また、一般廃棄物の減量等に関する事項その他清掃事業に係る重要な事項を審議するための附属機関である「清掃対策審議会」において、15名のうち3名を市民公募委員とするほか、自治会などの代表者を委員とすることで、市民意見を聴取しています。今後も、市民意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。</p>	<p>② 廃棄物政策に係る市民意見の聴取 本市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の定めるところにより市民意見の聴取を行い、政策に取り組んでおります。一般廃棄物政策については、一般廃棄物の減量等に関する事項その他清掃事業に係る重要な事項を審議するための附属機関である「清掃対策審議会」において、市民公募委員を委嘱するほか、自治会などの代表者を委員とすることで、市民意見を聴取しています。今後も、市民意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。</p>

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
50	「市民／事業者意見の聴取」という項目があるが、どんな意見を聴取するのか？聴取して、どうするのか？	54	② 事業者意見の聴取(再掲) 本市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の定めるところにより事業者意見の聴取を行います。また、一般廃棄物の減量等に関する事項その他清掃事業に係る重要な事項を審議するための附属機関である「清掃対策審議会」において、事業者の代表者を委員とすることで、事業者意見を聴取しております。今後も、事業者意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。	② 廃棄物政策に係る事業者意見の聴取(一部再掲) 本市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」の定めるところにより事業者意見の聴取を行い、政策に取り組んでおります。一般廃棄物政策については、一般廃棄物の減量等に関する事項その他清掃事業に係る重要な事項を審議するための附属機関である「清掃対策審議会」において、事業者の代表者を委員とすることで、事業者意見を聴取しております。今後も、事業者意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開します。
51	アドプトプログラムは環境美化運動ではないのか？ 海岸清掃について、海洋プラスチック問題について繋がっていることを説明するのはどうか	49	③ 環境美化活動の推進 本市では、環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川の環境保全を図り、もって河川環境に対する市民の意識の高揚に寄与することを目的とした河川環境アドプトプログラムや、環境美化運動の一環として駿河区石部から高松地域の海岸等を地域住民自らが清掃美化を行う海岸一斉清掃の取組(以下略)	③ 環境美化活動の推進 本市では、海洋プラスチックごみの抑制にもつながる環境美化運動の一環として、環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川の環境保全を図り、もって河川環境に対する市民の意識の高揚に寄与することを目的とした河川環境アドプトプログラムや、駿河区石部から高松地域の海岸等を地域住民自らが清掃美化を行う海岸一斉清掃の取組(以下略)
52	企業連携について「ごみ減量に取り組む企業と連携し」とあるが、ごみ減量に取り組んでいないところとは連携しない、という意味なのか？また、3者の連携とは何に対する連携なのかかわからない	49、54	① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量 市は、各種啓発をごみ減量に取り組む企業と連携し実施することで、市民・事業者双方の環境意識醸成を図ります。…(略)…各主体は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図り、ごみ減量に向けて3者の連携を強化します。	① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量 市は、企業と連携し、ごみ減量に関する各種啓発を実施することで、市民・事業者双方の環境意識醸成を図ります。…(略)…各主体は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4R推進に向けた協働体制を構築します。
60	・p49 施策4③文中「公民」は、「市民、事業者、市」の方がよいのではないのでしょうか。	49、50、54	③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進 公民がそれぞれの立場で積極的にリサイクルを実施することで、本市におけるリサイクルを総合的に推進します。(以下略)	③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進 市民、事業者、市がそれぞれの立場で積極的にリサイクルを実施することで、本市におけるリサイクルを総合的に推進します。(以下略)
61	施策6の名前など、そのほかにも該当することですが、「意識啓発」して終わりという感じがする。行動につなげていくことを、計画でも掲載するべきではないでしょうか	50	施策6 情報発信・環境教育・意識啓発の推進	施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
61	施策6の名前など、そのほかにも該当することですが、「意識啓発」して終わりという感じがする。行動につなげていくことを、計画でも掲載するべきではないでしょうか	50	② 環境教育の推進、環境意識の向上(略)・・・また、廃棄物の減量等に関する学習及び体験並びに環境の保全に関する学習の場として、しずもーる沼上を設置し、指定管理者である環境公社の有する専門性等を活かした学習を実施しています。(以下略)	② 環境教育の推進、環境意識の向上、 実践行動の促進 (略)・・・また、廃棄物の減量等に関する学習及び体験並びに環境の保全に関する学習の場として、しずもーる沼上・ 西ヶ谷 を設置し、指定管理者である環境公社の有する専門性等を活かした学習を実施しています。(以下略)
68	取り置きとはどういうことをいうのかわからない。	53	③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する周知・指導の徹底 不適正排出物の取り置き 、開封調査等により排出者が判明した場合には適正処理を指示するなど、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する周知・指導を徹底します。	③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する周知・指導の徹底 産業廃棄物が混在している事業所用ごみ袋など、不適正な排出物の収集は行いません。 また、 不適正排出物の開封調査 等により排出者が判明した場合には適正処理を指示するなど、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する周知・指導を徹底します。
69	事業者責任なども、きちんと発信していくべき	54	施策4 情報発信、意識啓発の推進 本市は、事業者自らが実行できるごみ減量や リサイクルの工夫に係る情報 について、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの広報媒体に加え、市政出前講座などの様々な機会を通じ、積極的な情報提供を行います。事業者は、これらの情報を活用し、積極的にごみ減量やリサイクルの実施に努めます。	施策4 情報発信、意識啓発の推進 本市は、事業者自らが実行できるごみ減量や 前述の施策に係る情報 について、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの広報媒体に加え、市政出前講座などの様々な機会を通じ、積極的な情報提供を行います。事業者は、これらの情報を活用し、積極的にごみ減量やリサイクルの実施 など に努めます。
72	p55 施策1①文中4段落目「ついて、」は、「ついては、」の方がよいのではないのでしょうか。	55	① 家庭ごみの収集運搬体制の整備(略)また、一時に多量に発生する一般廃棄物(以下「一時多量ごみ」といいます。)について、自らが・・・(以下略)	① 家庭ごみの収集運搬体制の整備(略)また、一時に多量に発生する一般廃棄物(以下「一時多量ごみ」といいます。)について、自らが・・・(以下略)

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
89	・沼上最終処分場以外の貝島最終処分場、由比最終処分場についての残余容量の記述も必要なのではないでしょうか。	58	<p>施策3 最終処分場の整備</p> <p>現在の最終処分場については、沼上最終処分場の残余年数が約4年程度と見込まれていますが、清掃工場で発生する焼却灰の溶融スラグ化とその利活用や、飛灰処理で使用する消石灰の使用量の適正化などにより、最終処分量の減少による長寿命化を図っており、今後も最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行います。</p> <p>すでに述べたとおり、本市が現有する沼上最終処分場の残余年数は4年程度と見込まれていることから、新たな最終処分場として同最終処分場の背後地へ整備を進めます。</p>	<p>施策3 最終処分場の整備</p> <p>本市の最終処分場の残余年数は約4年程度と見込まれていますが、清掃工場で発生する焼却灰の溶融スラグ化とその利活用や、飛灰処理で使用する消石灰の使用量の適正化などにより、最終処分量の減少による長寿命化を図っており、今後も最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行います。</p> <p>すでに述べたとおり、本市の最終処分場の残余年数は4年程度と見込まれていることから、新たな最終処分場として沼上最終処分場の背後地へ整備を進めます。</p>
91	溶融スラグについて、海洋分野における藻場ブロックへの活用も記載すべきでは	59	<p>《溶融スラグ肥料の効果》</p> <p>稲作においては茎が太く丈夫になるという効果が確認され、台風による災害や病気に強くなり、収穫量の増加につながりました。</p> <p>また、ケイ酸成分を必要とする植物にも効果があることから、ワサビやマコモダケ、近年ではゴルフ場の芝生等、様々な利活用が進められています。</p>	<p>《溶融スラグ肥料の効果》</p> <p>稲作においては茎が太く丈夫になるという効果が確認されたことにより、台風による災害や病気に強くなり、収穫量の増加につながりました。また、ケイ酸成分を必要とする植物にも効果があることから、農業分野においては、ワサビやマコモダケ、近年ではゴルフ場の芝生の育成など、様々な利活用が進められています。さらに、海洋分野においても溶融スラグを含んだ藻場ブロックには、海藻類育成効果が確認されており、活用に向けて研究が進められています。</p>
95	③文中「本市全体を対象に」は不要ではないでしょうか。	63	<p>③ 路上小動物死体の処理</p> <p>路上小動物死体の処理は、本市全体を対象に本市が処理を行います。</p>	<p>③ 路上小動物死体の処理</p> <p>路上小動物死体は、本市が処理を行います。</p>
98	災害時は周辺自治体だけではなく、遠方の自治体とも連携が必要では。また、支援側にまった際は、積極的に対応する姿勢を示すべき。	63	<p>施策4 災害廃棄物の処理【強化】</p> <p>(略)・・・また、大規模災害発生時には、発生するごみの処理に本市だけでは対応できない可能性があることから、環境公社をはじめ、収集運搬許可業者等との協力体制、周辺市町との災害時の相互協力体制を構築するとともに、支援側になった場合の災害廃棄物の処理についても検討します。</p>	<p>施策4 災害廃棄物の処理【強化】</p> <p>(略)・・・また、大規模災害発生時には、発生するごみの処理に本市だけでは対応できない可能性があることから、環境公社をはじめ、収集運搬許可業者等との協力体制、他自治体との災害時の相互協力体制を構築するとともに、支援側になった場合の災害廃棄物の処理についても最大限対応します。</p>

問3:その他のご意見のうち、計画に反映したもの

別紙1 No	意見内容(抜粋)	計画案 ページ	本文(修正前)	本文(修正後)
99	「市広報媒体」と「広報媒体」が混在しているのではないのでしょうか。	48、50、54、72、79	本市は、事業者自らが実行できるごみ減量やリサイクルの工夫に係る情報について、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの市広報媒体に加え…	広報媒体に統一いたします。 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発の推進 ① 広報媒体による情報の共有化 施策1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進 ① 広報媒体を活用した情報の提供
102	・p76 目標①は、「年間150基増えていく計画となっておりますが、新設数と廃止数を勘案した数字となっておりますのでしょうか。また、浄化槽整備区域の人口減少を勘案した数字となっておりますのでしょうか。	76	目標① 浄化槽整備区域における 合併処理浄化槽設置基数	目標① 補助制度による 合併処理浄化槽設置基数
103	市民・事業者は情報収集のみをすればよいのか。市民事業者についての内容が薄いので、あえて書く必要があるのか。	79	① 広報媒体を活用した情報の提供 本市は、清らかな河川を保全し、環境負荷の少ない快適な環境を推進する必要性、その方法(下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えなど)…(略)…積極的な提供を行います。また、市民・事業者は、これらの媒体を活用し、情報収集に積極的に努めます。	① 広報媒体を活用した情報の提供、 意識啓発 本市は、清らかな河川を保全し、環境負荷の少ない快適な環境を推進する必要性について 意識啓発を図り 、その方法下水道への接続や合併処理浄化槽への 転換 など)…(略)…積極的に提供し、市民の下水道への接続や合併処理浄化槽への 転換 などを促進します。
86、88	施策2⑤文中「中間処分量の許可業者数は、4者 令和4年4月1日現在」ではないのでしょうか。また、処理施設の数「5者 令和4年4月1日現在」に修正すべきではないのでしょうか。	57、58	(許可業者数 5者。平成30年4月1日現在) (許可施設数 5施設。平成30年4月1日現在) (許可施設数 1施設。平成30年4月1日現在)	(許可業者数 4者 。令和4年4月1日) (許可施設数 5施設。令和4年4月1日) (許可施設数 1施設。令和4年4月1日)
101	p79 施策2文中「宅内配管補助は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に付け替える場合のみ対象となっていて、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への付け替えは対象になっていないので、2行目の補助対象の記述を正確に記載すべきではないのでしょうか。	79	施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用(略)…令和2年度から補助対象を宅内配管工事費まで拡大するとともに…(略)	施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用(略)…令和2年度から補助対象を宅内配管工事費まで拡大する(単独処理浄化槽からの転換の場合のみ)とともに…(略)
103	p80 表のフォントが明朝体なのは何故でしょうか。	80	—	フォントの統一